

いわき市農業委員会農地改良工事届に係る事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農地改良工事の届出に係る農業委員会の事務処理について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「農地改良工事」とは、農地の所有者又は耕作者（以下「所有者等」という。）が、農地の保全又は利用の増進といった農業経営の改善を目的として行う、盛土、切り土、掘削、その他農地の形質変更を伴う行為をいう。

(農地改良工事の遵守事項等)

第3条 所有者等は、農地改良工事を施工する場合に、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 面積は、1,000平方メートル以内とすること。
 - (2) 盛土の高さは、周囲の低い道路面より1メートル以内の高さまでとすること。ただし、傾斜地等の位置によって高低差がある場合は、造成レベルから隣接地の最低部までの高低差が2メートル（山間地においては3メートル）以内とすること。
 - (3) 工事の期間は、3ヵ月以内とすること。
 - (4) 盛土の土質は耕作に適した良質土のみ使用すること。
- 2 前項第1号から第3号に規定する数値のいずれかを超えるものについては、農業委員会と事前協議を行うものとする。
- 3 盛土を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に定める一般廃棄物又は同条第4項に定める産業廃棄物を使用してはならない。
- 4 面積が3,000平方メートル以上、又は工事期間が6ヵ月以上の農地改良工事については、農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による一時転用の許可を要するものとする。

(届出)

第4条 農地改良工事を施工する所有者等（以下「届出人」という。）は、事業実施の1ヵ月前までに、農地改良工事届出書（別紙様式1）（以下「届出書」という。）に次に掲げる書類を添付し、農業委員会に提出するものとする。

- (1) 土地の登記事項証明書
- (2) 公図の写し（隣接地を含む）
- (3) 案内図
- (4) 地元区長の同意書
- (5) 工事計画図面（計画平面図及び計画断面図）
- (6) 工事工程表
- (7) 工事請負契約書の写し（建設業者等に工事を請け負わせる場合）
- (8) 誓約書
- (9) 現況写真（着工前）
- (10) 他法令等の手続きを要する場合、関係機関へ提出した申請書の写し又は当該許可等を証する書面の写し
- (11) その他必要な書類

2 農業委員会は、届出人から届出書が提出された場合は、届出内容等が適正であるかを審査し、受理又は不受理を決定する。

3 農業委員会は、前項の受理にあたっては、必要な条件を付すことができる。

4 農業委員会は、届出書を受理した時は、受付印を押印した届出書の写しを交付するものとする。

(改良農地の境界・標示)

第5条 届出人は、農地改良を施工する農地について境界を明示して、工事完了期日まで農地改良である旨標示（別紙様式2）するものとする。ただし、農地改良工事面積が

1,000平方メートル以下の場合には、表示を要しないものとする

る。

(施工上の責務)

第6条 届出人は、農地改良工事の施工に関し、隣接農地の所有者（耕作者を含む）の意見を尊重し、その理解と協力を得られるように努めるとともに、隣接農地に被害を及ぼさないように対策を講じなければならない。

(農地改良工事の指導)

第7条 農業委員会は、農地改良工事について、必要に応じて現地調査を行い、工事が完了するまで監視指導をするものとする。

(工事完了の報告)

第8条 届出人は、届出書に記載された工事完了後10日以内に、農地改良工事完了報告書（別紙様式3）を、農業委員会に提出するものとする。

(工事完了後における利用状況の確認)

第9条 農業委員会は、工事完了後における利用状況を確認するため、工事完了の翌年、現地調査を実施するものとする。

(違反行為に対する指導)

第10条 農業委員会は、届出人が届出内容と異なる農地改良工事を行っていると認めた場合は、速やかに届出者等から事情を聴取し、是正指導を行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 12 月 18 日から実施する。
- 2 いわき市農業委員会農地改良工事届に係る取扱方針は、廃止する。